

議案第65号

さいたま市消費生活条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消費生活条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消費生活条例の一部を改正する条例

さいたま市消費生活条例（平成18年さいたま市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（基本理念）</p> <p>第2条 前条の目的を達成するために、市、事業者及び消費者は、その相互の理解と協力の下に、次に掲げる事項について、消費者の権利の確立を図るものとする。</p> <p>(1) <u>消費生活において、商品（事業者が消費者から購入するものを含む。以下この条、第7条、第14条（第7号を除く。）、第15条第2項、第21条、第22条第1項及び第23条第3項において同じ。）又はサービスによって、生命、身体及び財産を侵されない権利</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（基本理念）</p> <p>第2条 前条の目的を達成するために、市、事業者及び消費者は、その相互の理解と協力の下に、次に掲げる事項について、消費者の権利の確立を図るものとする。</p> <p>(1) 消費生活において、商品又はサービスによって、生命、身体及び財産を侵されない権利</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
<p style="text-align: center;">（不適正な取引行為の禁止）</p> <p>第14条 事業者は、消費者との間で行う商品又はサービスの取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるものを行ってはならない。</p> <p>(1) 消費者に対し、<u>取引</u>の意図を隠し、商品若しくはサービスの内容、取引条件、取引の仕組み等に関し重要な情報を提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p style="text-align: center;">（不適正な取引行為の禁止）</p> <p>第14条 事業者は、消費者との間で行う商品又はサービスの取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるものを行ってはならない。</p> <p>(1) 消費者に対し、<u>販売</u>の意図を隠し、商品若しくはサービスの内容、取引条件、取引の仕組み等に関し重要な情報を提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>

(2)～(7) [略]

(不適正な取引行為に関する調査等)

第15条 [略]

2 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを取引する事業者に対し、当該取引行為の正当性等を示す資料の提出を求めることができる。

3 [略]

(表示等の適正化)

第21条 事業者は、その取引する商品又はサービスについて、次に掲げる事項の積極的な推進に努めるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 消費者と取引した後の保証内容その他の表示すべき内容を適正に表示すること。

(5)～(9) [略]

(基準の遵守義務等)

第23条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを取引する事業者に対し、当該商品又はサービスの表示等に関する資料の提出を求めることができる。

4・5 [略]

(あっせん及び調停)

第29条 [略]

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定によりあっせん又は調停に付した苦情が解決した場合又は解決の見込みがないと認める場合において、消費生活の安定及び向上を確保するために必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停の経過及び結果を公表することができる。

(公表)

第33条 市長は、事業者が第11条第2項の規定による立証の要求に応じないとき、第15条第2項及び第23条第3項の規定による資料の提出の要求に応じないとき、第29条第2項の規定による出席若しくは資料の提出の要求に応じないとき

(2)～(7) [略]

(不適正な取引行為に関する調査等)

第15条 [略]

2 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、当該取引行為の正当性等を示す資料の提出を求めることができる。

3 [略]

(表示等の適正化)

第21条 事業者は、その供給する商品又はサービスについて、次に掲げる事項の積極的な推進に努めるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 消費者に供給した後の保証内容その他の表示すべき内容を適正に表示すること。

(5)～(9) [略]

(基準の遵守義務等)

第23条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、当該商品又はサービスの表示等に関する資料の提出を求めることができる。

4・5 [略]

(あっせん及び調停)

第29条 [略]

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公表)

第33条 市長は、事業者が第11条第2項の規定による立証の要求に応じないとき、第15条第2項及び第23条第3項の規定による資料の提出の要求に応じないとき、第29条第2項の規定による出席の要求に応じないとき又は第31条第1項

<p>又は第31条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応じず、調査を拒み、若しくは妨げ、若しくは質問に対し陳述をしないときは、その旨を公表することができる。虚偽の証拠若しくは資料の提出、報告又は陳述をしたときも、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応じず、調査を拒み、若しくは妨げ、若しくは質問に対し陳述をしないときは、その旨を公表することができる。虚偽の証拠若しくは資料の提出、報告又は陳述をしたときも、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>
---	--

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。